

逗子市池子接收地返還促進市民協議会  
平成 29 年度 第 3 回 役員会 会議録

日 時	2018 年(平成 30 年)1 月 19 日(金) 18:03~19:05
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	菊池会長、東副会長、武藤副会長、山火委員、石井委員、仲西委員、東海委員、有馬委員、佐藤(昇)委員、岡本委員、松方委員、若菜委員、田中委員、菊池委員、丸山委員(遅参)、矢野委員、斎藤委員、長沢委員
事務局	和田経営企画部長、芳垣経営企画部次長、河合基地対策課基地対策係長 基地対策課 城崎
傍聴者	なし
議 題	1 平成 29 年度国への要請活動について 2 平成 30 年度市民協 PR 活動について 3 その他
配付資料	1 会議次第 2 平成 29 年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案) 3 一緒に学ぼう池子の森(旧柏原村の歴史編)ストーリー(案) 4 平成 29 年度市民協研修会のまとめ「接收前の池子の森の暮らし」

## 開 会

事務局： 皆様、こんばんは。定刻を少し回りましたが、ただ今から平成 29 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 3 回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で 17 名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席していらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。会議次第、事前に送付させていただきました要請書(案)と一緒に学ぼう池子の森ストーリー(案)、そして昨年 3 月に行った研修会をまとめた資料を卓上にご用意しておりますが、配付洩れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、菊池会長にお願いいたします。

会 長： 皆様、本日はお忙しい中、逗子市池子接收地返還促進市民協議会の平成 29 年度第 3 回役員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、例年当協議会が実施いたしております「国等への要請活動」にかかる要請文案と、「平成 30 年度市民協 PR 活動」にかかる一緒に学ぼう池子の森のストーリー一案について、ご審議をお願いいたします。皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、

皆様のご協力をお願い申し上げます。

会 長： ここで、会議の前にお諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は許可することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

会 長： 議事に移ります。議題1「平成29年度国への要請活動について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： 平成29年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案)をご覧ください。

要請活動は、例年2月頃、国及び関係機関に対して行っておりますが、今年度は事前の日程調整の関係で皆様にはすでにご案内いたしておりますとおり、来週1月25日(木)に実施いたしますので、本日は要請書の文案についてご審議をお願いいたします。

それでは、文案を朗読し昨年度と一部変更になっている部分について、補足の説明をさせていただきます。

(「要請書」(案)を朗読、変更点の説明)

\*変更点について

①左ページ書き出し

時候の挨拶「余寒の候」を「寒冷の候」へ変更

②左ページ中

「平成8年の米軍家族住宅入居開始から20年が経過し、」を「21年」へ変更

③右ページ中

~~「次に、夏期の逗子海水浴場については、引き続き米軍関係者への利用ルールの周知や指導等について徹底をお願いいたします。」~~

次に、夏期の逗子海水浴場については、昨年は米海軍人による傷害事件が発生し、市民の間には不安が広がっています。今後このようなことが起こることのないよう、引き続き米軍関係者への海水浴場利用ルール、飲酒マナーを含め、周知や教育指導を徹底されるようお願いいたします。」

→昨年9月、逗子海水浴場において米海軍人による傷害事件が発生したため、網掛け部分へ変更。海水浴場の利用ルール、飲酒マナーを含め、周知や教育指導を徹底するよう追加。

④右ページ中

「また、池子住宅地区内の防災無線の**につ**きましては、~~誤作動等の防止に努めるとともに、試験放送について~~は**も**極力市民生活に影響の少ない形で実施するようお願いいたします。」

→平成27年に防災無線の誤作動が発生したが、それ以降、誤作動は起こっ

ていないため二重線の部分を削除。ただし試験放送は引き続き実施されているため、市民生活に影響の少ない形で実施するよう要請。

⑤右ページ下

「さらに、池子住宅地区外に居住する米軍関係者に係る、ごみ出しや騒音等についての苦情も増えていることから、生活マナーに関するルールに係る指導について徹底をお願いします。」

→最近、市役所への苦情の連絡は減少していることから、二重線の部分を削除。

事務局： 一点、補足をさせていただきます。左ページ下から3段目、「さらに、本協議会では～」という所ですが、こちらは前回の役員会でも勉強会を行いました軍転法についての記載になります。現在のところ昨年度と同様の記載にしており、軍転法の適用についてお願いする形で残しております。ただ、前回の勉強会でもお話ししたような事情もございますし、国からも、毎年「なかなか難しい」というような回答があることも踏まえまして、こちらにつきましても、本日皆様のお考えをお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会 長： それでは、要請文案に対するご意見等がありましたら、お願いたします。  
東副会長どうぞ。

東副会長： 軍転法の関係については、これまで国へ行って要請をしておりますが、国会議員の中でも軍転法の改正・適用は難しいという話がありますし、横浜の南関東防衛局への要請でも、回答を聞いていると、やはり同じように難しいという言い方がされています。ですから、この要請書に今回そのまま載せるとしても、それ以外の方法も考えて載せたらどうだろうかと思えます。今考えられるのは、国有財産法の適用しかないのかなと思えますが、国有財産法が適用されるとすれば、規定通りいくと3分の1は自治体が負担しなければいけないということなので、40ヘクタールの3分の1の金額というところになると思えます。この軍転法の文章を残しながらも更に、軍転法の例外適用と言いますか、無償での譲与をお願いするとか、国有財産法の例外適用を設けるようなことを考えてくれないかというような文章を、今年勉強して次回に加えるか、今回文案を考えて追加するか、ということをご提案したいのです。毎年難しいと言われているものを、いつまでも同じことしか諮っていないのも進展がないですし、受ける側でも検討の材料になると思っていますので、どうなのかなという提案です。

会 長： はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤(昇)委員： 軍転法につきまして私の意見としては、苦渋の役員の中から生み出したようなものでありまして、結果的に代表になっていただいている衆議院や参議院の先生の中で、それを生かしていただいている先生がいるなんていうことは聞いたことないですね。軍転法を生み出したと言って、軍転法を生かしてもらえるとというふうな先生なんか一人もいないではないですか。あんなものは無くした方がいいのではな

いかなと私個人としては思っております。私だけではないですか、こういうふうが一番古くから市民協に参加しているのは、スポーツ少年団の佐藤ぐらいではないですか。あとは皆、新しい人。そういうふうな新しい人で、軍転法について勉強なさっている人はたくさんいらっしゃるかもしれませんが、あの軍転法を生み出したのは、本当にほんの一部の人。それについて、それをなんとか無くすようにしていこうというようなことをしないで、そのまま置いておくという方がいらっしゃるということではないでしょうか。私はそう思っています。

会 長： はい、ありがとうございます。他に何かご意見はありませんか。

有馬委員： よろしいですか。

会 長： 有馬委員どうぞ。

有馬委員： 小坪地区の有馬です。要請についての中身の検討ということとは少し違う質問かもしれませんが、毎年こういう形で出されて、先ほど東さんから、軍転法についてはいろいろ難しいという意見が出されているというお話もありましたが、要請書を出すたびに、向こうから何らかの回答は来ているのですか。

会 長： はい、事務局。

事務局： 今の有馬委員のご質問にお答えします。今年に関しては来週 25 日に要請を行いますが、こちらの文案に基づいて要請をしまして、それに対して南関東防衛局の担当から、その場で回答をいただく形で毎年進めております。

有馬委員： その回答がどんな回答なのか、われわれはよく知らないのですが。

事務局： まず軍転法の部分についてお答えします。冒頭でも申し上げたとおり、市民協ではこれまで毎年、「軍転法の適用を」ということで要請をしておりますが、結論から申しますと、「難しい状況だ」というお答えを毎年いただいています。それにつきましては終戦後の時の法律ということもございまして、当時、横須賀・舞鶴・佐世保・呉 4 市のみ限定の適用ということだったので、ちょうどそのタイミングで逗子市、当時の逗子町が横須賀市から分離・独立をしたということで、手続き上の話なのですが、そこが逗子市に引き継がれていなかったということで、まずその点の一つあります。逗子市が適用対象に入っていないということです。もう一点言われていますのが、戦後すでに相当の期間が経過してしまっているのに、法律を改正して適用する意義に乏しいといった、主にその二つの理由を国からは言われております。

従いまして、先ほどご意見がございましたように、今回の案では昨年までと同じような形でお示ししておりますが、そういった形でよろしいのか、それとも、例えば先ほど東副会長からもございましたが、現実的な国有財産法の規定上の話をここに加える形でやるかどうかも含めまして、お考えを頂戴できればということです。

有馬委員： よろしいですか。

会 長： 有馬委員どうぞ。

有馬委員： 私が一番聞きたかったことは、毎年毎年こうやって文書を、少なくとも市議会の議長さんが会長になられてから正式な文書を出しているのに、向こうはどういう回答の仕方をしているのか分かりませんが、文書で出したら文書で回答をもら

わなければ軽んじられているような、運動の形骸化みたいな感じがするので、どんな会合をしているのか、どんな回答をしているのか、どういう形でやっているのか、もう少しきちんと受け止めてくれるのなら、少なくとも回答を文書で出して、協議会の役員に、こういうものが来ているということが分かるような形でやってもらってもいいのではないかなという気がしたということです。

会 長： 今、軍転法の話と国有財産法の話があったのですが、それについて何かご意見はありませんか。矢野委員どうぞ。

矢野委員： 私は逗子に住みまして 10 年で、それで今回市民委員をさせていただきました。正直申しまして、こういう問題があるということは初めて知りまして、軍転法というものがあるということにびっくりしているような状態です。皆様からしましたら素人みたいというふうに思われるかもしれませんが、素朴な疑問として、この池子の森問題を問題にできるのは、この軍転法のことがあるからだと思っています。このことに触れなければ、逗子がなぜ返せ返せと言うのか、社会的・全国的に見て分からないような状態になってしまうのではないかという危惧があります。以上です。

会 長： はい、斎藤委員。

斎藤委員： 皆さんのいろいろなお話を伺って、それぞれにそうだなと思うところがあります。案の文にもあるのですが、今は国会議員の皆さんに働きかけをしている状況であるので、少なくとも今回、ここだけで決めて何らかのものを加えてしまうのはどうか。とりあえず今回はこのまま残した方がいいのではないかなと思います。今、矢野さんがおっしゃったように、やはりこの軍転法があるということによって一つのきっかけというか、そういう形での使い方の有効性がこの軍転法にはあるのかなと思います。ただその繰り返しをやることでマンネリ化してしまうのであれば、それもあまりよろしくないと思うので、今回はこのままにしておいて、逗子の財政的なこともここに来てすごく大きな問題として出てきてしまっている、そういうことも含めた上で、きちんと地に足が付いたものを言っていかないと、ますます先が見えなくなってしまうと思います。ですから財政的なことも含めて、ゆっくりに時間をかけて検討した方がいいのではないかなと思います。

それと細かいことで申し訳ないのですが、案の文章の最後の方、「さらに、池子住宅地区外に～」というところですが、最後が「徹底をお願いします」になっていますが、ほかは全部「お願いいたします」になっているので、もしかしたらここも「お願いいたします」の方がバランスがいいのかなと思います。

会 長： ありがとうございます。はい、長沢委員どうぞ。

長沢委員： 東副会長の提起は重要なことだと思うのですが、私はずっと要請活動に出ておまして、その都度その都度、軍転法を繰り返し訴えてきた人間としては、やはり継続してやらなくてはいけない、ここしか今のところ論拠がないので、そういう意味ではやっていくしかないのかな。昨年、要請をした時に南関東防衛局の方から、ちょっと考えてもいいかなというようなことがありましたので、それも含めてもう一押しというか二押しして、様子を見つつ、東副会長が言われたようなことも頭に入れながら、今回はこういう形で残して、次の段階を考えて要請をしよう

らどうかと考えています。

会 長： 菊池委員、どうぞ。

菊池委員： だいぶご意見が出そろったのかなと思っています。長沢さんがほとんどまとめてくださったような気がします。私もある意味賛成ということで、やはりいろいろな人の思いのある軍転法の適用については、十分な議論のないままここでカットするのは少し時期が早いかなということ。錦の御旗ではないですけど、これが一番に掲げるものとして、まだ下ろす段階には至っていないということが一点。もう一点は東さんのおっしゃる、おそらく「国有財産法の柔軟な運用もしくは適用をお願いしたい」というような言葉になるのではないかと思います。そもそもそれを入れて二本立てくらい、三本立てでも良いのですが、そういう時期に来たのかなという気がいたします。先ほどもいろいろなご意見がございましたけれど、本来、要請文に書いておかないと軽視されてしまったりすることもありますし、昨年、私は要請に同席していないのですが、その辺に及ぶコメントが確かあったかと思っておりますので、今回は文書にちょっと載せて、軍転法、さらには国有財産法の件も、向こうによく認識していただけるように入れるべきではないでしょうか。言葉に関してはお任せしたいと思います。以上です。

会 長： 東副会長、どうぞ。

東副会長： 私も軍転法を削除しようという気持ちは全くなくて、追加で加えていったらどうでしょうということで、それを今年からするか、今年が検討の時期にして次回からにするか、それを皆さんはどう思っているかという提案です。

会 長： 今、国有財産法の話がありましたが、私の認識では、国有財産法が適用されれば、全部無償貸付という可能性もあるのですよね。

事務局： 前回の勉強会の時にお配りした資料にも若干触れている部分がありますが、国有財産法自体の規定の第 22 条を簡単に言いますと、地方公共団体等に無償で貸し付けることができるといったような規定があります。その中に、緑地とか公園、ほかにもため池などいろいろありますが、緑地や公園についても地方公共団体に無償で貸し付けることができるという規定が法律の本体の方にあります。ところがなぜ今、3分の1とか3分の2というような話になっているかというと、前回ご説明しましたように、昭和 54 年に当時の大蔵省からこの運用の部分で通達が出ており、その通達に、法律ではこう書いてあるけれど、実際の運用はこういうふうにしますとあり、今の状況になっております。

こちらの市民協とはまた別の話になりますが、行政レベルの話で、神奈川県と県内の基地が所在する市で、基地関係縣市連絡協議会という協議会を設けており、そちらの方でも毎年夏に国、具体的には防衛省・外務省に対して要請をしております。多岐にわたる要請の中で、返還国有財産の利用・処分にあたっては地元の意向を尊重してください、というものがあります。読み上げますと「国有地の処分にあたっては、これまでの基地負担を踏まえ地元自治体に対する無償による譲渡等の措置を講ずること。」といった内容です。これは当然、他の自治体も含めてということですので、具体的にどこをとということではありませんが、神奈川県内の基地関係が返

還される場合には、こういった形でお願いしますという要請を県市協では行っているということもございますので、先ほどの皆様のご意見を踏まえて、併記という形で軍転法にプラスして、現実的な部分で国有財産法の規定に基づいて、例えば今申し上げたような表現もできるかなと思います。

会 長： それでは、議題1「平成29年度国への要請活動について」お諮りいたします。今回の要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、軍転法と併記して国有財産法の無償貸与について適用を求める等の文章を加える形で作成するというので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。他の部分について、何かございますか。はい、長沢委員。

長沢委員： 要請書右側の網掛部分「次に、夏期の～」というところですが、全面的に賛成です。私は市民委員を受けた時から一貫した姿勢として、現状で起きたことについては積極的に取り扱って、要請をしていくべきだと思っておりますので、こういった文章で要請をしてほしいと思います。ただ確認したいのは、昨年1月に開かれた第2回役員会で、菊池会長が「あくまで池子接收地の返還促進市民協議会ですので、それ以外のことに関してはこの場で議論する必要はないと思います」という発言をされております。池子問題をみんなで話し合っただけで返還につなげていこうという会なので、米軍全体のことに関して議論を重ねるものではないということ。私が会長をやっている時には池子以外はやらない、と発言されました。ということで確認したいのは、網掛で追加した部分については、会長は取り扱わないという立場でよろしいのでしょうか。

会 長： なんだか、けんかを売られているような感じがするのですが。

長沢委員： そんなことはないです。確認だけです。

会 長： 逗子が池子住宅地区を抱えているからそこに米軍人が来て、問題を起せばそれは問題ですよね。長沢委員がおっしゃっているような、ヘリコプターが上を飛んでいるからうるさいというようなことは、全然関係ないでしょうという話をしているのです。

長沢委員： 違います。それはうるさいだけではない、ということを行いました。これは現状では沖縄の……

会 長： 長沢さんの考え方、発言は許していますが、それを防衛に行き言うのは違うでしょうという話をしているのです。

長沢委員： そうではないでしょうか。これは一般的ではないですか。

会 長： この事務局案というのは、会長も認めた中に出している案ですから。長沢さんはこれを書いてあるのが気に入らないのですか。

長沢委員： 私は賛成だと言っています。

会 長： 今、話をしていると、これは抜いたほうが良いというように聞こえますが。

長沢委員： それは、菊池会長が抜いたほうが良いと思っているのではないですか、ということです。昨年のご発言の延長でいけば、そういうことですね。

会 長： これは私も認めた中で、会長案として出していますから。

長沢委員： それならいいのです、確認だけですから。

会 長： ただ付け加えて言えば、長沢さんのおっしゃっているヘリコプターなどというのは、全然関係ないでしょうという話は生きています。

長沢委員： 私はそういうことではなくて……

会 長： 今、沖縄の話もされましたが、ここは沖縄の話をする場ではありませんから。

長沢委員： いえ、そういうことではなくて、双方言っていることは同じだと思いますが。

事務局： ちょっとよろしいでしょうか。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 今の右側の網掛部分も含めてですが、左側の下から二つ目の段落のところに、「なお、米軍施設が所在することによる地元負担を軽減し、お互いに良い関係を継続できますよう、次の事項についても併せて要請いたします」と入れております。従って、左側は主に返還の関係であり、まさに今ありました池子の関係になりますが、それプラス、例えば交通問題であったり、この海の関係であったり、あるいは防災無線の関係であったりということで、日々の市民の生活に直接影響のある部分ということで付け加えております。これまでも同じような形で実際に要請をしておりますし、国からも、これに対して逐一の回答をいただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

長沢委員： 私はそのように理解しております。それで確認をさせていただいた訳です。ですから会長がそのように会長案として出されているのであれば、それで結構です。

会 長： 他にご意見はありませんか。東海委員、どうぞ。

東海委員： 先ほど有馬委員からもご質問があったのですが、この要請文を文書で提出する訳ですけれども、それに対する回答は文書では来ないのでしょうか。口頭での回答なのですか。

会 長： 私の考えでは文書が来ていたような気がするのですが、口頭だけですか。

事務局： 先ほども申し上げたとおり、実際の要請活動の時には、この要請書を会長に読み上げていただいて、それに対してその場で、口頭で一つ一つ要請項目に対して回答をいただく形になっております。これにつきましては、先ほど申し上げた県市協で毎年行っている要請の時も同じような形です。国の方から文書では出てこないのですが、記録を資料としてきちんと整えて残しております。

東海委員： 文書での回答は要求できないのですか。

事務局： おそらく、というお答えで申し訳ありませんが、おそらく国はこれまで、そのようなやり方をしてきていないということだと思います。

会 長： 確認ですが、防衛は文書では出してこないということですか。

事務局： 少なくともこれまではそうで、知っている範囲ではほかもそういう形です。

会 長： 県市協の要請活動も文書では返ってこないということですね。

事務局： 返ってきていないです。

会 長： 当日の議事録は、防衛に対して提出しているのですか。

事務局： こちらで記録した要請の議事録は、防衛局に確認を取ったうえで作成しています



ので、中身は防衛局も承知している形になります。

有馬委員： よろしいでしょうか。

会 長： はい、有馬委員。

有馬委員： しつこいようですが、口では何とでも言えるし、後から何か問題があったら、いつもあるように、言った言わないの問題になってしまいますが、文書なら残りますから。要はこの問題を国が真摯に取り扱ってくれているのかどうか、もし真摯に取り扱ってくれているならば、文書をきちんと出してもらった方がよいのではないかと。以前にも申し上げたことがあると思いますが、何かこの運動が形骸化してしまっている一つには、要請書を出すばかりの繰り返しなので、もう少し関心を持って真剣に聞いてもらうためには、きちんと文書で回答してくださいと。口だけならいくらでも言えますが、文書を書こうと思ったら、向こうだって真剣に考えるはずですから、そういうつもりで申し上げました。この運動を活性化するためには、防衛の回答をきちんと文書でもらって、それに対してわれわれも検討をしていくのがいいのではないかと思います。ただ、今、会長からもお話があったように、文書になっている議事録を防衛も確認されているということであれば、この会でも出していただけるとありがたいと思います。

山火委員： 今のお話についてよろしいでしょうか。

会 長： 山火委員、どうぞ。

山火委員： いくつか、逗子市側はこういう人間が行って要請活動をした。それに対して南関東防衛局はこういう人が出席をしていて、こういう回答がありました、という記録を毎回いただいているのですね。事務局によると、それは防衛と確認を取りながらこれで良しということのようですから、これが記録であると私は捉えています。文書で要請しているのだから、文書で回答してほしいということについては、別個に国の方針を確認していただくということではないでしょうか。

会 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 今、山火委員からありましたように、要請活動の際の記録につきましては、国にも確認を取ったうえで、皆様にもお送りしております。有馬委員がおっしゃったように、国がどこまで真摯に受け止めているかということについては、国の肩を持つ訳ではありませんけれども、当日回答をする防衛局の企画部長以外にも、施設建設の調達部、施設管理の管理部等、関係する部署の幹部も含めて、職員が皆出てくるような対応を取っておりますので、私ども市民協の要請に対して、国はきちんと受け止めをして対応していただいていると思っております。

会 長： はい、菊池委員どうぞ。

菊池委員： 要請書に関して、回答も含めて一段落した様ですが、私は昨年の要請には参加できなかったもので、本年要請に行くにあたって、確か手交以降にあった口頭のやり取りについておさらいしたい。近年、防衛もコメントをされるようになってきたので、この要請書に出てきていないやり取りについて伺えればありがたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 要請文以外のところでは、要請の一番最後に、役員の皆様からご発言いただく場面を毎年つくっております。昨年につきましては、交通渋滞や防災無線の関係、これは要請書にも入っておりますが、その関連のご発言がございました。それから飛行機関連、池子の居住者数を公表してほしいというご意見。横浜市側の追加建設、根岸住宅地区の関係も含めてのご発言もあり、これに対しては国からの回答もいただいております。交流イベントの関係では、国からもサポートをしてほしいといったご意見。苦情の関係では、騒音についてのご発言もありました。交通渋滞の関係では、沼間の渋滞解消、沼間は池子の住宅から横須賀基地への途上になるうかと思っておりますが、沼間地区での渋滞対策ということで、右折車優先のフラッグ（幟）<sup>のぼり</sup>を掲げる取り組みについてのご発言もありました。主だったものは以上です。

菊池委員： ありがとうございます。

会 長： 他にご意見ありませんか。無いようですので、議題1「平成29年度国への要請活動について」お諮りいたします。

要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見を踏まえ、作成いたします。文案のとりまとめは私と事務局に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会 長： ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

事務局から当日の連絡事項等、何かありますか。

事務局： 要請活動への出欠のご連絡につきましては、ご回答をいただきましてありがとうございます。当日の行程の確認をさせていただきます。

まず、行き先につきましては、馬車道にある南関東防衛局横浜第二合同庁舎です。

次に、タイムスケジュールについてですが、来週25日（木）8時40分に市役所1階市民ホールに集合してください。8時45分にマイクロバスで逗子市役所を出発。9時45分から10時30分までを要請の時間としております。終了後、逗子市役所への到着は11時30分頃を予定しており、到着後は解散とさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

会 長： 皆様、よろしく願いいたします。

岡本委員： 一点よろしいでしょうか。

会 長： 岡本委員、どうぞ。

岡本委員： 去年は根岸住宅地区に見学に行きましたが、今回は視察などはなくて、馬車道での要請が終わったらすぐに帰ってくるということでしょうか。

事務局： はい、そのとおりです。

矢野委員： よろしいでしょうか。

会 長： 矢野委員、どうぞ。

矢野委員： 服装等についての注意事項はございますか。

事務局： 例えばスーツでなければだめとか、そのようなことはございません。来週はかなり寒くなるというような予報が出ておりますので、暖かい服装でお越しいただければと思います。

矢野委員： ありがとうございます。

会 長： 他によろしいでしょうか。では次に、議題 2「平成 30 年度市民協 PR 活動について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： 前回の役員会にてご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、その後の経過も含めましてご説明いたします。

市民協の市民への PR 活動につきましては、平成 24 年から 26 年にかけて、若い世代、具体的には小学校高学年から中学生を対象にして、池子接収地にかかる歴史等を知ってもらいたいという趣旨で、漫画形式のキッズパンフレットを市民協で作成・配布しております。

これをふまえ、前回の役員会でご説明いたしましたとおり、来年度もキッズパンフレットと同じような漫画形式のものを作り、HP 等を中心にして広く PR してまいりたいと考えております。

イラスト作成につきましては、逗子市と包括協定を結んでいる関東学院大学に打診したところ、「コミ缶」というサークルのご協力をいただけることになり、前回役員会後の 11 月 27 日（月）に事務局が関東学院大学を訪問し、サークル側と今後の進め方等について打ち合わせを行いました。

その結果、ストーリーの案につきましては市民協で作成し、それをサークル側に提示して、コマ割りや作画等の作業に入っていただくこととなりましたので、そのストーリー案を事務局にて作成いたしました。このストーリーに沿ってキャラクターがやり取りをして、進行していくイメージになります。

本日は事前に委員の皆様へ送付させていただいております「ストーリー（案）」についてご意見をいただきたいと考えております。この内容は池子の森の歴史をテーマに、昨年 3 月池子の森で行った市民協の研修会の内容を簡単にまとめたものとしております。

なお、サークル側からは、ストーリー案とともに必ず載せないといけないことやキャラクターの設定、例えば趣味などを設定すると作画の際に参考になり、単なる絵でなくなり生きたキャラクターになるので、指示してほしいと依頼されております。

また、事務局では、キッズパンフレットに登場した、キャラクターの海くん、緑ちゃんは引き続き登場させたいと考えている旨を話したところ、イメージの絵を描いてくれました。同じような小学生パターンと、少し大きくなった中学生位のパターンと二通りあります。絵によってだいぶ作品全体の印象も変わってくると思います。このキャラクター設定も大事なポイントになると思いますので、これにつきましても皆様からのご意見をいただきたくお願いいたします。

今後のスケジュールといたしましては、基本的には新年度からの取り組みとしておりますが、サークル側の都合等もあることから、今年度から下絵の作画等は進めていきたいと考えております。

ストーリー案を今月中にコミ缶に渡し、作画を進めてもらい 4 月中旬位までにはサークル側から下書きが提出される予定ですので、来年度第 1 回目の役員会で皆様

にお示しし、ご意見等をお伺いしたいと考えております。

その後修正を重ね、第2回、第3回役員会でお示ししながら、平成31年1月頃の完成を目指しております。

会 長： このストーリー案については、細かい部分は今後、事業推進委員会を中心に詰めていきたいと考えていますので、本日はストーリーの全体の流れ等についてご意見をいただきたいと思います。何かございましたらお願いします。

結構長いストーリーですので、皆様なかなか難しいと思いますが、はい、事務局どうぞ。

事務局： 今ご説明しました、24年から26年にかけて作りましたキッズパンフレットの現物がこちらです。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、現在もう部数がなくなってしまっていて、本来でしたら今日皆様にお配りできればよいのですが、これが貴重な1部になってしまいましたので申し訳ございません。この当時は小学校高学年から中学生に対して配るという想定でした。最終的にはその翌年度に全戸配布したのですが、もともとの想定は、若い世代に池子の歴史を知ってもらいたいという大前提で始めましたので、登場するキャラクターも子どもにしております。

男の子と女の子、海君と緑ちゃんという名前は「青い海とみどり豊かな平和都市」から付けました。その二人と大人の職員が、ストーリーに沿ってやり取りをして説明をしていく形で作りました。この時はこちらの冊子で作りましたが、前回ご説明しましたように、来年度は逗子の財政の問題等もございまして、冊子は補助的に作りますが、基本的にはHP等に載せる前提で作りたいと考えております。このストーリー案だけでもかなりボリュームがございまして、例えば1ページ目の真ん中辺りは職員の説明がずっと続いていますが、サークル側とも相談して、絵の段階ではもう少し細かくやり取りをして、細分化した形に落とし込んでいくようになると思っています。このキッズパンフレットはA5サイズ・16ページという形でしたが、今回は単純に考えてもかなりボリュームが増えるかなと思いますので、サークル側にこれを提示したらびっくりされるかもしれませんが、なんとかお願いしたいと考えています。補足は以上です。

会 長： 何かご意見はございますか。はい、斎藤委員。

斎藤委員： ありがとうございます。私は漫画が大好きですので、このキャラクターはとても興味深いです。質問ですが、この4頭身の絵は何歳を設定して描かれたのかなということが気になります。というのも、最初の時は子ども達にということで非常に対象を絞れたので、かわいい2.5頭身の子どもの絵がとても上手くはまっていたと思うのですが、今度対象年齢を上げた時に、小さい子どものいる30代くらいの若い世代を対象としてこの4頭身が描かれているのか、それとも高校生くらいを対象に描かれているのかということが、訴える内容の文章にもすごく影響してくると思うのです。私の個人的な感覚としては、最初の子どもの形での訴え方がとても入りやすかったのと、全ての年代をフォローしやすいのかなと思ったものですから、この4頭身のイメージが何歳を設定したものなのか伺いたい。それと女の子のイメージがないので、そこもとても気になるところです。女の子のキャラクターの描き方は

年齢層によって難しいと思うので、それも含めて伺いたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： まず前段の、4 頭身の方が何歳くらいを想定しているかということですが、サークル側に、以前に出したものということで事前にこのパンフレットをお見せしていたところ、11 月に初めて打合せをしました時に、先方から参考にとということでお示しいただいたものです。従って、こちらからこのように描いてほしいとお願いしたものではありません。2.5 頭身の方は以前と同じキャラクターですが、ただ印象がだいぶ違ってきます。目が非常にぱっちりとしています。服装は同じなのに、目だけでこんなに印象が違うのかと改めて思いましたが、この時は小学校高学年くらいを想定しておりました。右側の4 頭身の方は、サークルの学生さんのイメージでは、その子がもう少し大きくなって、中学生ぐらいを想定しているという話でした。実はもう一つ7 頭身くらいの案もありましたが、それは完全に大人のイメージで、さすがにそれは違うかなと思ひまして、今日はお出ししていません。従ひまして、当時と同じくらいの年齢層のキャラクターがやり取りをするイメージなのか、それとも、その子たちがもう少し成長して中学生くらいのイメージなのかということで、皆様のお考えをお聞かせいただければと思います。

会 長： 何か、今言っておきたいことはありますか。矢野委員、どうぞ。

矢野委員： キャラクターの印象ですが、私は非常に良いと思います。目がぱっちりして表情がはっきりしていて、歴史を知るぞという感じを受けました。緑ちゃんもぜひそういうイメージで登場させていただきたい。歴史としては、私がこれを読んでもはっとするような内容がありますから、漫画の会話でそれを明らかにしていってもらえれば良いかなと思います。

会 長： 東海委員、どうぞ。

東海委員： 今回は中高生を対象にするということであれば、かわいさだけではなく、ターゲットに受け入れられるキャラクターでなければいけないので、協力してくれる関東学院の若い学生さん達の感性を活かしてやっていただければいいのではないかなと思います。たぶん、あまりにもかわいい子どもだと、肝心のターゲットである中高生は受け止めてくれないという問題があると思います。ですから私たち素人よりも、むしろコミ缶のメンバーの方がよく分かっていると思いますので、お任せしたらいいと思います。

会 長： 意見はそのようなところではないかと思ひます。キャラクターの設定につきましても、ストーリー案につきましても、本日、皆様からいただいた意見をふまえ、コミ缶と話をしながら進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： では、そのようにさせていただきたいと思ひます。ストーリー案がまとまりましたら、それをサークル側に示し、作画に入っていただくこととしたいと思ひますので、ご承知おき願ひます。

有馬委員： 一点、よろしいでしょうか。

会 長： はい、有馬委員どうぞ。

有馬委員： 今のストーリー案とは直接関係ない話で申し訳ありませんが、予算はだいたいの位を考えておられますか。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： これは来年度の話になります。今までは紙ベースで作っていましたが、その紙代ですとか、全戸配布する手数料等があり、両方合わせて10万円から15万円ほどかかっておりましたが、結論から申しますとそれは計上しません。基本的に、できたデータをHP上に載せる形になります。それから、来年度に予算をお認めいただいている話になりますが、HPを見られないという方もいらっしゃいますので、そういう方たちのために、最小限補足的に、紙でも作りたいと考えております。

会 長： 予算としては0ということですか。

事務局： その紙代については、若干、計上させていただこうと思っております。

会 長： 作画代については、学生さんにやっていただくということですか。

事務局： そうです。作画の際のサークル側への薄謝ということで、若干の謝礼も併せて計上させていただきたいと考えております。

有馬委員： いずれにしても何十万という話ではないということですね。

事務局： はい、そうです。

有馬委員： 分かりました。

会 長： では次に、議題3「その他」としまして、事務局から何かありますか。

事務局： 新年度第1回役員会につきましては、4月中旬頃の開催を予定しております。事務局からは以上です。

会 長： 他に何かございませんか。特になければ、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

—以 上—